

## 第 48 回南日本ゴルフ選手権大会

### 競技の条件

#### 1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

#### 2. 『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 I (B) 1 b』を適用する。(ゴルフ規則 177 ページ参照)

#### 3. 『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付 I (B) 1 a』を適用する。(ゴルフ規則 176 ページ参照)

#### 4. 競技終了時点

本競技は、競技委員会の作成した順位表が掲示された時点をもって終了したものとみなす。

#### 5. ホールとホールの間での練習禁止

『ゴルフ規則付 I (B) 5 b』を適用する。(ゴルフ規則 181 ページ参照)

#### 6. プレーの中断と再開

(1) プレーの中断(落雷等の危険を伴わない気象状況)については、ゴルフ規則 6-8 b, c, d に従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間にいるときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレーの再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。

**この条件の違反の罰は競技失格** (ゴルフ規則 6-8 b 注)

(3) プレーの中断と再開の合図について

プレーの即時中断： 1 回の長いサイレン

プレーの中断： 連続する 3 回のサイレン (繰り返し)

プレーの再開： 2 回のサイレン (繰り返し)

#### 7. 移動

**予選・決勝ともカート乗用とする**

## **ローカルルール**

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. ラテラル・ウオーターハザードは赤線をもってその限界を標示する。
4. 排水溝は動かさない障害物とする。
5. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝とわだちなどは、その道路の一部とみなす。
6. 電磁誘導カート用の2本の人工の表面を持つ軌道は、全幅をもってカート道路とみなす。球がこのカート道路の上にある場合、競技者はゴルフ規則 24-2 b ( i ) の救済を受けなければならない。

### **このローカルルールの違反の罰は2打**

7. 7番ホールで、第1打目がラテラル・ウオーターハザードに入った場合、競技者はゴルフ規則 26-1 の救済を受けるか、または、1打罰のもとに指定ドロップ区域からプレーすることができる。

## **注意事項**

1. 予備グリーンは定義上「目的外パッティンググリーン」であり、球が目的外のパッティンググリーン上にある場合、競技者は規則 25-3 に基づいて救済を受けなければならない。
2. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、スターティングホールのティインググラウンド付近に掲示して告知する。
3. グリーン保護のため、メタルスパイクシューズ及びタウン用シューズの使用を禁止する。必ずコース専用のシューズに履き替えること。
4. 練習は指定練習場にて行い、打放し練習場においては備え付けの球を使用し、スタート前の練習は1人1コイン25球を限度とする。
5. スタート5分前には、必ずティインググラウンド周辺に待機すること。
6. コース内には携帯電話の持込を禁止する。他人よりの借用も禁止する。
7. 各組に進行責任者を任命する。同伴競技者は、勧告、指示に従うこと。
8. プレーの進行に気を配り、先行組との間隔を不当にあけないように注意する。著しい遅れについてはペナルティーを科すことがある。
9. ショートホールで後続組がティインググラウンド上にいる場合は、先に打たすことがある。
10. グリーン上のスパイク跡は各ホール終了後、補修すること。
11. 飲酒運転防止のため、運転者のアルコール類の摂取を禁止する。
12. 半ズボン、ハイソックスの着用は不可。

競技委員長 笹原 春雄